

ご挨拶

2016年2月1日、「初めての方でも気軽に相談できる、地域に根差した法律事務所」という理念に基づき、世田谷区・経堂の地に経堂綜合法律事務所を開業いたしました。

近隣地域にお住まいの方や、近隣地域でお仕事をされている方、事業を営んでおられるみなさまの身近で起こり得る様々な法的問題の解決に、「誠実に」「丁寧に」「迅速に」取り組みます。

「弁護士に相談してみたいけど、こんなこと聞いても大丈夫?」と思われる場合でも、是非お気軽にご相談ください。

きむら やすゆき

弁護士 木村 康之



【経歴】

1983年生まれ 神奈川県相模原市出身
2001年 3月 私立桐光学園高等学校卒業
2005年 3月 早稲田大学法学部卒業
2008年 3月 早稲田大学大学院
法務研究科卒業
2008年 9月 新司法試験合格(新62期)
2009年 12月 東京弁護士会に弁護士登録
2016年 2月 経堂綜合法律事務所を開設

【活動・所属団体】

- 東京弁護士会 所属
- 東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
- 東京弁護士会 中小企業法律支援センター委員
- 株式会社ニッソウ 社外監査役
- 日本社会保障法学会会員
- 東京商工会議所会員
- 東京中小企業家同友会会員 など

地域にお住まい・お勤めの方（個人の方）
個人事業主・中小企業の方（事業者の方）

法律相談受付中

K 経堂綜合法律事務所

Kyodo Law Office

お気軽にお問い合わせください

03-6432-6964

受付時間 平日 9:30～17:30

初めての方でも
気軽に相談できる、
地域に根差した
法律事務所です。
「誠実に」
「丁寧に」
「迅速に」
法的問題の解決に
取り組みます。



〒156-0052 東京都世田谷区経堂1丁目19番12号 遠州ビル402

K 経堂綜合法律事務所

Kyodo Law Office

経堂 弁護士

検索

<https://www.kyodo-lo.jp>

FAX 03-6432-6974



主な 取扱業務

K 経堂綜合法律事務所では、主に以下の業務を取り扱っております。

なお、以下に記載のない業務もちろん取り扱っておりますので、記載のない業務についてのご相談や、ご相談の内容がどの分野に当てはまるのかが分からない場合でも、是非お気軽にお問い合わせください。

地域にお住まい・お勤めの方(個人)向けの取扱業務

成年後見の問題

- 法定後見
(後見・保佐・補助)
- 任意後見
- 財産管理



不動産関係の問題

- 土地・建物の売買契約
- 賃貸借契約
(借地・借家)
- マンション管理



借金の問題

- 債務整理
- 過払金請求
- 自己破産
- 個人再生



離婚の問題

- 親権をめぐる争い
- 財産分与請求
- 養育費請求
- 慰謝料請求



損害賠償の問題

- 交通事故
- 労災事故
- その他の事故



行政事件

- 行政との交渉
- 行政不服審査
- 行政訴訟



相続・遺言の問題

- 遺言書作成
- 遺産分割協議
- 遺留分減殺請求
- 相続放棄



夫婦・内縁・交際関係の問題

- 不貞行為(不倫・浮気)
- 内縁関係破棄
- 婚約破棄
- 交際関係上の問題



職場での問題

- 残業代請求
- 不当解雇
- セクハラ・パワハラ



刑事・少年事件

- 起訴前弁護活動
- 起訴後(公判)
弁護活動
- 少年審判



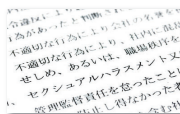
顧問契約

- 経営全般についての
日常的な相談
- 経営に伴う
法的問題への対応



労務管理

- 従業員の
不祥事対応
- 懲戒処分
- 労使紛争対応



事業の再生・整理

- 私的整理、民事再生
- 自己破産、会社清算



創業・経営支援

- 事業の適法性
チェック
- クレーム対応
- 経営紛争対応



事業承継

- 親族間での承継
- 第三者への承継



取引のトラブル防止

- 契約書の作成、
チェック
- 債権回収
- 訴訟対応



知的財産・個人情報保護

- 著作権、
商標権等の保護
- 営業秘密の保護
- 個人情報保護



法律相談の流れ

1 ご予約のうえ、当事務所にお越しください。

お電話またはメールフォームからご予約のうえ、当事務所にお越しください。

☎ 03-6432-6964
https://www.kyodo-lo.jp/



ご相談の際に、概要をまとめたメモや、資料をお持ちいただけますと、よりスムーズにお話を伺うことができます。

2 弁護士が直接ご相談を伺い、解決方法をアドバイスします。

相談室で担当弁護士が詳しくご事情を伺い、適切な解決方法をアドバイスします。

相談だけでは解決が困難と思われる場合には、ご依頼をいただく場合の見通しや弁護士費用についてご説明いたします。



3 問題解決をご依頼いただく場合、委任契約を締結します。

問題の解決を弁護士にご依頼いただく場合、委任契約書を作成し、委任契約を締結します。委任契約の締結後、担当弁護士があなたの代理人として問題の解決に向けて活動します。



法律相談料

平日日中(9:30~17:30)

- 個人の方は30分毎に 5,500円(税込)
- 事業者の方は30分毎に 11,000円(税込)

平日夜間(18:00~21:00) 土曜日(13:00~16:00)

- 個人の方は30分毎に 11,000円(税込)
- 事業者の方は30分毎に 16,500円(税込)